

- 8、通勤者は食費として一箇月金拾五圓を支給すること
- 9、犠牲者は本件に限り絶對に出さざること
- 10、争議費用は金一封（争議費用金額百九拾六圓五拾五錢）を支給すること

發第一九三號

昭和十二年九月六日

福岡出張所長 清原 進

左記情報御送付申上候

記

- 一 大牟田市内彫刻石工労働争議
- 二 九州曹達刈田工場従業員労働争議
- 三 筑前自動車従業員労働争議
- 四 若戸ミルクプラント社配達人の紛議
- 五 岡崎共同眞岡鐵業所賃金値上紛議